

各(総合)振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について (通知)

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、積算基準日が令和元年12月1日以降の工事から次のとおり現場管理費率の補正を試行することとしたので、事務を適切に行ってください。

記

1 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業で別表1の工種区分を適用する工事を対象とする。ただし、余裕ある工期期間や工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期*から工事の終期*までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

※工事の始期：施工計画書が提出され、起工測量が開始される日

※工事の終期：工事の完成日

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期中の真夏日}^* \div \text{工期}$$

※工期中の真夏日：計測結果提出後(工事完成日の20日前まで)の真夏日は含まない

3 積算方法等

(1) 補正方法

ア 現場管理費の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し、設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」における「現場管理費率の補正」の「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」と重複して適用する場合においても上限は2.0%とする。

ウ 補正值及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

(3) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数^{※1} + 補正值^{※2}) × 補正係数^{※3})

※1 施工地域による補正值

※2 施工時期・工事期間による補正率及び真夏日による補正率の和

※3 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」による補正

4 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

【環境省熱中症予防情報サイトより】

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきぐらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

5 契約手続き等

(1) 特記仕様書の記載

発注予定の工事にあつては、熱中症対策に資する現場管理費率の補正を行う旨を特記仕様書に明示する。

(2) 適用及び提出

第1回打ち合わせ時に熱中症対策に資する現場管理費率の補正の適用について、適用の有無等について協議するものとする。

適用を希望した場合、計測期間等を協議し、受注者は施工計画書へ気温の計測方法を記載、その後結果の報告を工事監督員へ提出し、確認を受けるものとする。

適用を希望しない場合、受注者は施工計画書へ気温の計測方法の記載は不要とし、設計変更は行わない。

(3) 確認方法

受注者は計測結果を工事完成日の20日前までに工事監督員に提出することとし、工事監督員は計測方法及び計測結果を確認し、適正と判断した場合は設計変更にて補正の適用を行う。

6 入札説明書及び特記仕様書等への記載について

以下に記載例を示す。

(入札公告記載例)

1 入札に付する事項

() 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行の対象工事であり、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(入札説明書記載例)

1 入札に付する事項

() 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行の対象工事であり、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(特記仕様書記載例)

第●

○熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

イ 工期

工事の始期から工事の終期までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

※工事の始期：施工計画書が提出され、起工測量が開始される日

※工事の終期：工事の完成日

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期中の真夏日}^* \div \text{工期}$$

※工期中の真夏日：計測結果提出後（工事完成日の20日前まで）の真夏日は含まない

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、工事監督員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(5) 受注者は、工事監督員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し、設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

※補正係数：1.2

7 その他

本取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これによらないことができる。

事業契約グループ 主査(契約指導)
設計施工グループ 主査(設計積算)

別表 1

○土地改良事業等請負工事の価格積算要領

工種区分	工種内容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水路、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】
農 道 工 事	道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート2次製品使用のフルーム水路工事】
河 川 及 び 排 水 路 工 事	普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事 ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海 岸 工 事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷 整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光 ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。
そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事
そ の 他 土 木 工 事 （ 2 ）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池
フ ィ ル ダ ム 工 事	フィルタイプで本体を主体とする工事

【 】は、適用工種

○鋼橋製作架設工事価格積算要領を適用する鋼橋製作架設工事

○施設機械設備等価格積算要領を適用する施設機械設備製作据付工事、電気通信設備製作据付工事

○環境整備工事等価格積算要領